

平成 28 年度

公 嘗 企 業 部
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計)

2 監査基準日・監査の範囲

平成28年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

公営企業部 業務課・水道課 平成29年1月20日 午後1時15分から
〃 業務課・下水道課 平成29年1月20日 午後2時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「平成27年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」
- 2 「職員の事務分掌表」
- 3 「主要事務事業の概要」
- 4 - ① 「懸案事項及び業務に関する問題点」
- 4 - ② 「指定事項調書」
【業務課・水道課】]なし
【業務課・下水道課】]なし
- 5 - ① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 5 - ② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」
- 6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7 「工事請負実施（予定）調書」
- 8 「公有財産購入に関する調書」
- 9 「歳入状況調書」
- 10 「歳出状況調書」
- 11 「滞納状況調書」
- 13 「賃貸借に関する調書」
- 16 「郵便切手受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成28年11月30日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査における指摘・要望事項を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

水道課	事務事業	①契約関係について、根拠法令に基づいて契約がされているか確認すること。
-----	------	-------------------------------------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成27年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【業務課・水道課】

《指摘要望事項①》

滞納者の中で、無連絡で転居したアパートの住民が多いことから、転居後に追跡が難しい債

権者への料金収納対策として、家主、不動産会社に窓口や連帯保証人等になっていただくなど、収納に繋がる方策を検討していただきたい。

《対応措置の内容》

給水契約は、水道使用者からの給水申込みに対する水道事業者の承諾によって成立します。これにより、水道使用者が水道料金支払債務を負うことになります。

給水条例等で連帯保証人の規程を定めることは、法令の解釈上できないとされています。(保証人選定を請求できるのは、料金が未納となった段階以降となります。)

料金収納対策として家主、不動産会社に連帯保証人になっていただく場合は、水道使用者及び保証人双方の同意を得る必要があるため、一方的に保証人となることを求める事はできません。

以上の点を踏まえ、無届転居の滞納者への対応としては、不動産会社等に転居先や転居時の状況などの照会を行うことにより、未納解消に努めて参ります。

《指摘要望事項②》

一般競争入札を原則とする契約方式の特例であるのが随意契約である。随意契約は、適正履行の確保が期待できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えない。納入実績や使い勝手の良さだけでは随意契約の理由にはならないので、安易に独占企業とさせないためにも意味を十分理解して、法に適正であるか、積算金額が適切なものであるかを検証し、競争原理を働かせるとともに、随意契約とすることが適切かどうか判断して事業執行をしていただきたい。

《対応措置の内容》

基本的には、契約については一般競争入札を原則として事業執行を行っております。随意契約については、地方公営企業法施行令第21条の14、笛吹市財務規則第188条に規定される随意契約ができる場合にのっとり契約となるよう取り組んでおります。しかしながら、ご指摘のとおり緊急のため入札を行えない場合、特殊技術による特命随意契約も行っております。内容を精査する中で、適正な契約執行ができますよう、今後も取り組んでまいります。

【業務課・下水道課】

《指摘要望事項①》

一般競争入札を原則とする契約方式の特例であるのが随意契約である。随意契約は、適正履行の確保が期待できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えない。納入実績や使い勝手の良さだけでは随意契約の理由にはならないので、安易に独占企業とさせないためにも意味を十分理解して、法に適正であるか、積算金額が適切なものであるかを検証し、競争原理を働かせるとともに、随意契約とすることが適切かどうか判断して事業執行をしていただきたい。

《対応措置の内容》

下水道課では、原則一般競争入札とし、やむなく随意契約にしなければならない場合は、法令の規定によって認められた場合か、少しでも競争原理を働かせるため、3社以上の者から見

積書を徵し随意契約として執行しています。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）について、今回はなかった。